

旧掛川市地域指定年度	昭和 47 年度
旧大東町地域指定年度	昭和 47 年度
旧大須賀町地域指定年度	昭和 47 年度
掛川市地域指定年度	平成 20 年度
掛川市計画策定年度	平成 20 年度
掛川市計画見直し年度	平成 26 年度
	令和 2 年度

掛川市農業振興地域整備計画書

令和 8 年 6 月

静岡県掛川市

目 次

第1 地域の振興方向	1
1 農業振興の方向	1
2 農業振興地域整備計画の特色	3
第2 農用地利用計画	4
1 土地利用区分の方向	4
(1) 土地利用の方向	4
ア 土地利用の構想	4
イ 農用地区域の設定方針	5
(2) 農業上の土地利用の方向	8
ア 農用地等利用の方針	8
イ 用途区分の構想	10
ウ 特別な用途区分の構想	14
2 農用地利用計画	15
第3 農業生産基盤の整備開発計画	16
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	16
2 農業生産基盤整備開発計画	19
3 森林の整備その他林業の振興との関連	20
4 他事業との関連	20
第4 農用地等の保全計画	21
1 農用地等の保全の方向	21
2 農用地等保全整備計画	21
3 農用地等の保全のための活動	24
4 森林の整備その他林業の振興との関連	25
第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画 .	26
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	26
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	26
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	28
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	28
3 森林の整備その他林業の振興との関連	29

第 6	農業近代化施設の整備計画	30
1	農業近代化施設の整備の方向	30
2	農業近代化施設整備計画	34
3	森林の整備その他林業の振興との関連	34
第 7	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	35
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	35
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	35
3	農業を担うべき者のための支援の活動	35
4	森林の整備その他林業の振興との関連	36
第 8	農業従事者の安定的な就業の促進計画	37
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	37
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	37
3	農業従事者就業促進施設	38
4	森林の整備その他林業の振興との関連	39
第 9	生活環境施設の整備計画	40
1	生活環境施設の整備の目標	40
2	生活環境施設整備計画	43
3	森林の整備その他林業の振興との関連	44
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	44
第 10	付 図	45
1	土地利用計画図（付図 1 号）	45
2	農業生産基盤整備開発計画図（付図 2 号）	45
3	農用地等保全整備計画図（付図 3 号）	45
4	農業近代化施設整備計画図（付図 4 号）該当なし	45
5	農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図 5 号）該当なし	45
6	生活環境施設整備計画図（付図 6 号）該当なし	45
別記	農用地利用計画	46
(1)	農用地区域	46
ア	現況農用地等に係る農用地区域.....	46
イ	現況森林、原野等に係る農用地区域.....	46
(2)	用途区分	46

第1 地域の振興方向

1 農業振興の方向

(1) 現状分析

掛川市（以下「本市」という。）は静岡県西部に位置し、京浜・中京・京阪神地域の大市場のほぼ中間に位置するとともに、静岡県の二大都市、静岡市と浜松市の中間に位置している。これらの市場とは、本市中央部を横断するJR東海道新幹線、JR東海道本線、東名高速道路、新東名高速道路、国道1号と南部を横断する国道150号等により結ばれ、地域の軸が形成されている。また、本市の東側約15kmには富士山静岡空港があり、広域交通の要衝に位置している。気候は年間平均気温が17℃前後と温暖であり、年間降水量は1,900mm前後だが、冬季には南部の海岸沿いに「遠州のからっ風」と呼ばれる乾燥した季節風が強く吹く。

本市の農業は、この恵まれた市場条件や気象条件等を背景として、土地の形状や土壌の特性を生かし、地域毎に特色ある農業が展開されている。北部の掛川地域では基幹作物である茶、水稻、施設園芸、畜産等が営まれ、南部の大東、大須賀地域においては大規模に整備された水田において、農業法人等による効率的な水田営農、茶、砂地を利用した露地野菜、施設園芸が営まれている。特に茶は全国トップクラスの生産量を誇り、品質においても全国茶品評会等で数々の賞を受賞しているほか、平成25年には、東山地区を中心とした「静岡の茶草場農法」が世界農業遺産に認定され、掛川茶のPRにも繋がっている。また、各種事業を積極的に導入し、基盤整備事業による農地の大規模化、水田のパイプライン化、緑茶加工施設や低コスト耐候性ハウス等の導入で近代化施設の整備を進め、農業経営の合理化を推進している。加えて、本市の計画として、「掛川市地域農業経営基盤強化促進計画（令和6年度策定）」や「掛川茶未来創造プロジェクト（令和4年度策定）」等を策定し、戦略的な農業振興を推進している。

しかし、農業を取り巻く状況をみると、気候変動による食料生産の不安定化や国際情勢による取引への影響、経済連携協定（EPA）、自由貿易協定（FTA）の締結等の国際交渉への対応といった世界的な情勢のほか、農産物価格の低迷による生産意欲の低下、農業従事者の高齢化、後継者不足等による荒廃農地の増加、野生鳥獣による農作物被害など、様々な問題に直面し、農業を取り巻く情勢は年々厳しさを増している。特に中山間地や海岸第一線等の耕作条件の不利な地域においては、今後、急速な農地の荒廃と地域の活力低下が懸念されている。また、掛川市都市計画マスタープランや掛川市立地適正化計画に基づき、本市の経済発展のため、新たな工業団地の造成等が図られており、非農業的土地利用も求められている。

(2) 今後の方向

これらの情勢を踏まえ、今後本市では、食料・農業・農村基本法の基本理念である「食料安全保障の確保」「環境と調和のとれた食料システムの確立」「多面的機能の発揮」「農業の持続的な発展」「農村の振興」及び掛川市総合計画等に基づく以下の施策を展開し、市民の健康を支える安全・安心な食料の安定的供給、健全で発展性の高い魅力あふれる農業経営の確立、豊かで活力ある農村の創造と農業・農村の多面的機能の発揮により、「地域で育み伸びゆく掛川の農業」を目指すこととする。

ア 食料安全保障の確保

食料の安定的な供給能力の維持を図るため、産地の育成等に取り組み農産物の輸出を促進

イ 環境と調和のとれた食料システムの確立

減農薬・減化学肥料や堆肥の有効利用等の、農業における環境への負荷の低減の促進

ウ 多面的機能の発揮

農村で農業生産活動が行われることにより生ずる国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能の発揮の支援

エ 農業の持続的な発展

多様な担い手の育成及び確保、農地の集積・集約、農業基盤整備事業の推進、スマート農業の活用による生産性の向上、ブランド化や6次産業化による付加価値の向上

オ 農村の振興

農地保全のための共同活動や地域資源を活用した事業活動、農福連携の環境整備、中山間地域の振興、鳥獣害対策、農泊等の都市農村交流の促進

2 農業振興地域整備計画の特色

(1) 経過と変更の理由

本市は、近年の日常生活圏の拡大、少子・高齢化の進行、厳しい財政状況等の変化やますます多様化・高度化する住民ニーズに対応できる行財政基盤の強化を図るため、平成17年4月1日に掛川市、大東町、大須賀町が合併して誕生した。これに伴い、農業振興地域を統合し、新たに農業振興地域整備計画を平成20年に策定した。その後、平成26年度、令和元年度に定期変更を実施するとともに、経済事情の変動等により生じた個別の土地需要等に随時対応している。

また、第3次掛川市総合計画において、農業振興施策を「農と林が進化を遂げる掛川の強い農林業」とし、農産物の地産地消・高付加価値化を進め、儲かる農林業経営を支援するとともに、多様な担い手が農地や森林を適正に管理し、地域の特性を活かした良質な農産物が生産されるまちを実現、併せて、女性、若者、企業など多様な人材が参画し、地域経済と農山村コミュニティがともに活気づく未来をつくることを目指している。

さらに、近年、農業情勢の厳しさが増す一方で、非農業的土地利用も求められている。

このようなことから、食料の安定供給はもとより自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能に寄与する農用地等を良好な状態で確保するため、保全すべき農用地と、他用途に活用する土地に区分する計画的な土地利用が重要であり、農業振興地域制度の適切な運用を図ることが必要となっている。

今回の農業振興地域整備計画の変更は、これらの情勢の変化に対応するとともに県の農業振興地域整備基本方針や市総合計画その他諸計画との整合性を図りつつ、今後10年を見通した上で、総合的な見直しを行うものである。

(2) 計画の特色

農用地利用計画にあたっては、地理情報システムを活用した農用地現況調査等により農用地の利用実態の精査、把握を行い、農用地として積極的に確保・保全していく土地を明確にし、本市の農業の発展につながる適正な土地利用計画として策定する。

農用地利用計画以外の計画では、茶を中心に水稻、施設園芸、畜産等を基幹作目とし、農業生産基盤の整備や施設の近代化をはじめ、担い手への農地の集積・集約化を図るとともに、農村の生活環境の向上等を推進する。

これらにより、農用地の効率的かつ総合的な利用促進や農業所得の向上を図り、生産者が安心して農業に取り組める環境の整備を図るものである。

第2 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本市は、静岡県の西部に位置し、東名掛川IC、JR東海道新幹線掛川駅をはじめ、国道1号、国道150号、新東名高速道路の森掛川ICがあり、富士山静岡空港や御前崎港にも近く、広域交通の要衝となっている。

市域は、東西約15.11km、南北約30.89kmと南北に細長く、中央の小笠山付近でくびれた形状で総面積は265.69km²に及んでいる。北部山林を除いた地域が都市計画区域であり、そのうちの約2,508.0haが用途地域に指定されている。一方、農業振興地域は用途地域及びゴルフ場、森林地帯等を除いた約22,497.4haが指定されている。

本市の産業は、これまで、恵まれた気象・交通条件等を背景として農・工・商のバランスの良い発展を遂げている。農業においては、各種品評会で高い評価を受ける掛川茶等の地域ブランドが確立され、その活性化が進められている。特に茶においては、全国茶品評会での「産地賞」の連続受賞や、有機栽培茶等の環境負荷軽減に向けた生産体制の整備によるブランド戦略を展開するとともに、掛川茶未来創造プロジェクトに基づき、生産、流通、消費の3つを柱に、持続的な発展を目指した取組が推進されている。産業基盤の強化については、フロンティアを拓く取組等の推進により、令和8年度完成予定の上西郷地区整備推進事業により企業誘致を推進し、さらに新エコポリス工業団地（第3期）事業を令和7年度に着手した。海岸線地域の振興については、掛川市海岸線地域ビジョン実施計画に基づき、海岸線地域の価値や資源を磨き上げ、地域への誇りや愛着が高まるまちづくりを推進する。

一方で、人口減少、少子・高齢化が進む中、将来にわたり市民の生活利便性を維持・確保していくことが求められている。また、商業施設の郊外進出や宅地の無秩序な拡大は、周辺環境との調和に悪影響を及ぼすばかりでなく、中心市街地の衰退をもたらす恐れがある。そのため、本市では多極ネットワーク型コンパクトシティの都市構造の形成を推進し、都市施設を維持し続ける拠点等を確保するとともに、多様な都市施設が集積する掛川地域の中心部との移動手段の確保を図っている。中心市街地から農山村地域に至るまで、調和とバランスの取れたまちづくりを実現するため、商業機能や居住機能の計画的な誘導を図るとともに既存市街地の高度利用と機能集積を促し、効率的な行政経営にも貢献する土地利用を推進する。

また、自然的、社会的、経済的及び文化的な諸条件に十分配慮しつつ、都市的整備及び農業農村整備を積極的に進めることも重要である。特に、地域農業・農村の維持、発展のためには、農地を面的なまとまりのある優良な状態で確保し、認定農業者等の担い手への集積・集約化を図り、力強く安定的な地域農業を確立する必要

がある。加えて、発生が予想されている南海トラフ巨大地震や豪雨被害の多発等に伴い、海岸部においては津波避難施設の整備、北部では地すべり対策等も急務であり、防災機能を重視した土地利用及び農村の居住環境の安全確保は農業・農村を守る最優先課題である。

そのため、農業振興地域は、増加する地域の振興上必要となる様々な非農業的土地需要との調整を図りつつ優良農地の確保・保全に努め、秩序ある土地利用を図ることとする。

具体的には現在の農地の利用状況に鑑み、生産者の意向や地域開発の動向を踏まえ、保全すべきところと、他の用途へ活用すべきところを区分しながら計画的な土地利用を図る。保全すべきところは、農業生産基盤整備や農地の集積・集約化を促進しながらより一層の生産性の向上に努める。あわせて、6次産業化、ブランド化等を推進し、農産物の高付加価値化と農業所得の向上を図り、地域農業の振興を図っていく。

また、農用地等は自然環境の保全、水源のかん養、良好な景観の形成といった多面的な機能を有することから、地域ぐるみで積極的な確保や保全に努め、良好な状態で次世代へつなげ優良農地の確保を進めていく。特に、荒廃農地については、解消に向けた再生事業や基盤整備等を推進するとともに担い手への集積・集約化を推進する。

これらにより、自然条件や交通条件等の優れた立地条件を市域全体の発展に生かしつつ、第3次掛川市総合計画に掲げる「だれもが自分らしく暮らし 進化しつづける未来共創都市 かけがわ」を目指す方針である

以上、構想に基づく用途別土地利用と移動の構想は次のとおりである。

(農業振興地域内の用途別土地利用と移動の構想)

単位：ha、%

区分 年次	農用地		農業用施設地		森林・原野		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (令和7年)	5,250.0	23.3	43.8	0.2	12,334.9	54.8	4,868.8	21.6	22,497.4	100
目標 (令和17年)	5,240.0	23.3	43.8	0.2	12,324.9	54.8	4,888.8	21.7	22,497.4	100
増減	△10.0		0		△10.0		20.0		0	

(注) 増減(△)

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本域内にある現況農用地約5,250haのうち、a～cに該当する農用地で、次の地域、地区及び施設の整備に係る農用地以外の農用地約4,424haについて、農用地

区域を設定する方針である。

(農用地区域としない地域、地区及び施設に係る農用地)

地域、地区及び施設等の 具体的な名称又は計画名	位置 (集落名等)	面積 (ha)			備考
		農用地	森林 その他	計	
該当なし					

- a 10ha 以上の集団的に存在する農用地
- b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く。）の施行に係る区域内にある土地
- c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地
 - ・地域の特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくことが必要な土地
 - ・国及び県が補助を行わない土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地
 - ・土地改良事業等の実施が予定されている土地
 - ・周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある土地
 - ・農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の達成に必要な土地又は認定農業者等の担い手の経営地に隣接する一定規模の土地等、将来当該担い手に集積・集約化することによって経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地
 - ・世界農業遺産に認定された茶草場農法で利用されている土地

ただし、c の土地であっても、次の土地については、農用地区域には含めない。

- (a) 周囲を宅地や道路等に分断され、集落内等に介在する概ね 1 ha 以下の農用地で、今後農用地として確保することが困難と認められる農用地
- (b) 山間地に散在する農用地等の自然的な条件等から見て、農業の近代化を図ることが困難と認められる農用地
- (c) 国道及び主要幹線沿いで、市街化が進みつつある地域の農用地

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全す

る必要があるものについて、農用地区域を設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び次に掲げる2ha以上の農業用施設用地について、農用地区域を設定する。

農業用施設の名称	位置 (集落名等)	面積 (ha)	農業用施設の種類
吉岡メロン・バラ温室団地	和田岡(吉岡)	7.4	メロン・ばら温室
吉岡バラ団地	和田岡(吉岡)	2.4	ばら温室
ビナグリーン	原田(寺島)	3.7	鶏舎
計		13.5	

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

本市は、今後、農業経営規模の拡大による担い手育成を図るため、農地造成を計画する山林原野を農用地区域に設定する。また、茶園造成の実施による生産性の高い茶園が整備されており、造成した茶園の保全上必要な土地として、茶園に隣接する山林原野等を今後も農用地区域として設定し、農地と一体的な保全を図っていく。

土地の種類	所在(位置)	所有権者又は管理者	面積 (ha)	利用しようとする用途	備考
山林原野	上内田地区	私有地	26.2	樹園地	
山林原野	大坂地区		49.4	樹園地	農業法人による造園
山林原野	東山口地区	私有地	5.5	樹園地 (保全地)	造成した茶園 ^(注) の隣地
山林原野	佐東南地区		14.2	樹園地 (保全地)	造成した茶園 ^(注) の隣地
山林原野	板沢		2.9	樹園地	共同施行土地改良事業
山林原野	大坂		0.7	樹園地	共同施行土地改良事業
山林原野	寺島・幡鎌		7.2	樹園地	農地造成中の山林
山林原野	市全域		2.6	樹園地及び 保全地	上記以外の茶園の隣地等
計			108.8		

(注)：県営農地開発事業で整備した茶園

単位未満四捨五入のため内訳と合計が一致しない場合がある。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本市は、北部の掛川地域では、茶園が広がり、南部の大東、大須賀地域は、農地所有適格法人等への農地の面的集積が進んでおり、大規模に整備された水田で効率的な水田営農をはじめとした多品目にわたる農業が展開されている。

北部の掛川地域では、基幹作物である茶、水稻、施設園芸等の生産基盤の整備を図るため、丘陵地の茶園造成や水田のほ場整備等を実施し、生産性の向上とほ場の大規模化を進めてきた。また、南部の大東、大須賀地域は、水田の大規模整備による団地化が図られ、土壌の特性等の自然的条件を生かした施設園芸が普及し、全国でも有数の産地が形成されている。

しかし、農業情勢は年々厳しさを増し、農家数や耕地面積の減少、荒廃農地の増加、海外を含む産地間競争の激化等が進行している。また、今後は農業経営の規模拡大を図る農地所有適格法人等の担い手のほか、経営規模が比較的小さな兼業農家、自家農産物の生産を主とする自給的農家、高齢化等により増加している土地持ち非農家といった、農家の階層分化と多様化が進行し、総合的な農業生産力の衰退や生産規模の縮小が予想される。

このような中で、今後も本市農業が維持・発展していくためには、地域の農業を担う優れた経営体が効率的かつ安定的な農業経営を図るため、担い手間の調整や区画整理等を行い、市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関及び団体が一体となって農用地の利用調整に取り組み、生産基盤や施設の整備、農地の集積・集約化、スマート農業の活用、雇用労働力を確保していく必要がある。

そのため、本地域では、自然・社会的条件から9つに地区を分け、農業生産の基幹である水稻、茶、施設園芸、露地野菜を中心とした農業振興を図るため、優良農用地を確保し、農地の基盤整備と集積・集約化を進めながら地区の実態に即した効率的な土地利用を推進する。

(農用地区域の地区別・用途別土地利用の構想)

単位：ha

区分 地区名	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用 施設用地			計			森林 原野 等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
A地区 (掛川東部)	438.0	438.0	—	17.8	17.8	—	—	—	—	1.2	1.2	—	457.0	457.0	—	—
B地区 (掛川中部)	910.2	936.4	26.2	7.2	7.2	—	—	—	—	6.2	6.2	—	923.6	949.8	26.2	32.0
C地区 (掛川西部)	785.3	787.5	2.2	5.7	5.7	—	—	—	—	22.3	22.3	—	813.3	815.5	2.2	2.3
D地区 (掛川北部)	335.5	340.7	5.2	4.4	4.4	—	—	—	—	5.5	5.5	—	345.4	350.6	5.2	5.4
E地区 (大東北部)	720.5	774.4	53.9	—	—	—	—	—	—	2.5	2.5	—	723.0	776.9	53.9	70.3
F地区 (大東中部)	286.5	286.5	—	—	—	—	—	—	—	0.4	0.4	—	286.9	286.9	—	—
G地区 (大東南部)	220.5	220.5	—	—	—	—	—	—	—	1.2	1.2	—	221.7	221.7	—	—
H地区 (大須賀南部)	427.1	427.1	—	—	—	—	—	—	—	1.6	1.6	—	428.7	428.7	—	—
I地区 (大須賀北部)	265.5	265.5	—	—	—	—	—	—	—	0.9	0.9	—	266.4	266.4	—	—
計	4,389.1	4,476.7	87.6	35.2	35.2	—	—	—	—	41.8	41.8	—	4,466.1	4,553.7	87.6	110.2

(注) 1 単位未満四捨五入のため内訳と合計が一致しない場合がある。

2 —は該当なし

イ 用途区分の構想

(ア) 掛川東部地区 (A地区)

関係地区名	日坂、東山	主 な 振興作目	茶
地 区 の 特 色	<p>本地区は、北東部の山間地で逆川の最上流域に位置し、丘陵地を開発した茶園が広がる屈指の茶産地である。また、主に本地区で行われている茶草場農法は、地域環境を生かした伝統農法として、平成25年5月に世界農業遺産に認定されている。また、掛川茶振興計画に基づく活性化策が進められるとともに、令和元年5月には粟ヶ岳世界農業遺産茶草場テラスがリニューアルオープンし、地域の交流・活性化の拠点として活用されている。</p> <p>茶園は、県営畑地帯総合整備事業により大規模な造成や畑地かんがい、農道、用排水路等の整備が実施されている。また、茶は、強いブランド力を持ち、専作農家も多く、市内の茶生産をけん引する地域となっている。</p> <p>しかし、生活様式の変化等によるリーフ茶需要の減少、茶価の低迷、生産者の高齢化や後継者不足、製茶機械等の老朽化、荒廃茶園の拡大等、茶業経営の継続が厳しい状況が続いており、市内の経営茶園面積と茶経営体数は大きく減少している。</p> <p>一方、水田は、点在した谷地田で集団性に乏しく、大型機械の導入や集団栽培に適しておらず、水稻栽培における生産性の向上はあまり期待できない。</p>		
用途区分の 構 想	<p>本地区は、茶産地として小規模基盤整備や茶樹の改植等により生産条件の一層の改善を図り、生産性の向上に努めるほか、農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化を促進するとともに、担い手を中心とした多様な農業経営体の育成に努め、茶を基幹とした農業振興を目指していく。さらに、山間地での鳥獣被害防止対策として侵入防止柵の導入等を支援する。</p>		

(イ) 掛川中部地区 (B地区)

関係地区名	西山口、東山口、栗本、西郷、掛川、西 南郷、上内田	主 な 振興作目	水稻、施設園芸、 茶、露地野菜
地 区 の 特 色	<p>本地区は、逆川中流域と倉真川、逆川支流からなる肥沃な沖積平野とそれに接する丘陵地で、水田と樹園地が広がる。</p> <p>水田は、基盤整備等によりほ場が整理され、水稻の生産性の向上が図られてはいるが、水利は大井川用水の事業区域外ではため池に依存し、用水不足が懸念されている。</p> <p>また、温室メロン、いちご等の施設園芸や水田裏作としてのレタスの栽培等も盛んで多彩な農業が展開されている。</p> <p>なだらかに続く丘陵地では、茶園の農地造成が実施され、大規模栽培による効率化が図られている。西郷地区の茶園については、北部地区とともに地域の特色を活かした、有機農業を実施している。</p> <p>一方、市街地に接し、交通の利便性が高まる中、都市化の傾向も見られる。</p>		
用途区分の 構 想	<p>本地区は、農業生産の中心を担う地区として、増加する非農業的土地需要との調整を図りつつ優良農地の確保・保全に努め、秩序ある土地利用を推進する。</p> <p>水田は、区画整理やパイプライン化、暗渠排水、農道の整備を計画的に進めることによりレタス等の高収益栽培を行うほか、大井川用水事業等によって整備された施設の適切な維持・更新により農業用水の安定的な確保を図りつつ、水稻を主体に、いちご等の施設園芸の栽培を行う。</p> <p>上内田地区及び五明地区の茶園については、土地改良事業による農地造</p>		

	成を推進する。また、有機栽培や碾茶など高収益化と生産条件の改善を図り、水稲との複合経営による高収益農業を目指した合理的な土地利用を図るとともに、条件不利の畑は果樹等の重点作目への転換を検討する。
--	---

(ウ) 掛川西部地区 (C地区)

関係地区名	桜木、原谷、和田岡、曾我	主 な 振興作目	水稲、施設園芸、 茶、露地野菜
地 区 の 特 色	<p>本地区は、逆川下流域と垂木川、家代川等の逆川支流及び原野谷川流域からなる肥沃な沖積平野とそれに接する丘陵地である。</p> <p>水田は、昭和54年からの県営ほ場整備事業の実施により、垂木川、家代川の流域に広がる大規模水田のほか、原野谷川と富部川に挟まれた区域、東海道本線と国道1号にはさまれた区域に広がり、水利及び機械条件が整い、生産性の向上が図られている。</p> <p>また、温室メロン、ばら、いちご等の施設園芸や小規模多品目な野菜の栽培も盛んで多彩な農業が展開されている。</p> <p>一方、市街地に接し、新東名森・掛川 IC の整備等により交通の利便性が高まる中、都市化の傾向も見られる。</p>		
用途区分の 構 想	<p>本地区は、増加する非農業的土地需要との調整を図りつつ、地域の実情に応じた土地改良事業を実施し、優良農地の確保・保全に努め、秩序ある土地利用を推進する。</p> <p>水稲を主体とし、茶や施設園芸との複合経営による農地の高度利用を図る。</p> <p>水田は、大井川用水事業等によって整備された施設の適切な維持・更新により農業用水の安定的な確保を図るとともに、レタス等の高収益作物等の導入による生産性の向上を図るためパイプライン化、暗渠排水を推進し、農地中間管理機構等を活用した担い手への農地の集積・集約化を図り、農地としての利用を確保する。</p> <p>曾我地区の茶園については、土地改良事業による農地造成を検討する。</p> <p>また、吉岡及び各和集落周辺の温室団地等については、水田の集団性を損なわないよう営農地を選定しつつ、施設の更新に併せスマート農業の導入による効率化を進めるものとする。</p>		

(エ) 掛川北部地区 (D地区)

関係地区名	原泉、原田、倉真	主 な 振興作目	茶、水稲、施設園 芸
地 区 の 特 色	<p>本地区は、原野谷川最上流の北部山間地で、主に茶の栽培が行われ、原野谷川上流と西之谷川流域の水田で、水稲栽培やいちご栽培が行われている。</p> <p>原野谷川沿いの水田は、県営ほ場整備事業の実施により水田の団地化が図られ、機械条件が整い、生産性の向上が図られている。本地区では、主食用米の単収が高く、米の一期作が中心である。</p> <p>一方、倉真川流域の源作から新在家に至る水田は、ほ場整備が実施されているが、谷地田も多く整備水準は低い。</p> <p>北部山間地の茶園については、西郷地区とともに地域の特色を活かした、有機農業を実施している。</p> <p>また、茶、水稲、椎茸等の複合経営をする農業法人も見受けられる。</p>		

用途区分の構 想	<p>本地区は、山間地での茶園栽培と平坦地の水田における水稲作や施設園芸を主とした複合経営による農地の合理的利用を図る。併せて、水田のパイプライン化、暗渠排水を推進し、レタス等高収益作物を導入し生産性を高めることと農地中間管理機構等を活用した担い手への農地の集積・集約化を図る。さらにキャベツやブロッコリー等の野菜を米の裏作として作付けし、水田における収益性確保を進める。</p> <p>北部地区の茶園については、有機栽培茶の中心地域として推進していく。寺島・幡鎌地区に、土地改良事業による農地造成を計画する。</p> <p>野生鳥獣による農林業被害に対する侵入防止柵の導入等を支援する。</p> <p>また、原野谷ダムより上流及び西之谷川沿いの小規模農地は、田畑転換を考慮しつつ地域の立地条件にあわせた整備を検討し、林業との一体的な振興と合わせ農地としての利用を図る。</p>
----------	---

(オ) 大東北部地区 (E地区)

関係地区名	三井、土方、佐東、中	主 な 振興作目	茶、水稲
地 区 の 色	<p>本地区は、小笠山山系を中心とした山間地帯で、水稲、茶を主体とした複合経営が行われている。</p> <p>茶園は、造成等により整備された優良農地が多く存在する一方、急傾斜地に点在し、生産性が低く、担い手の高齢化もあって荒廃が進んでいる農地も見られる。</p> <p>農業法人による農地の集積・集約化がおこなわれているものの、他地区からの耕作者も多い。</p> <p>水田は、一級河川菊川水系の下小笠川、佐東川の流域に広がる。河川上流部の水田は、大小の谷に細長く存在する集団性の乏しい水田となっているが、下流部の地域では、転作促進特別事業等の基盤整備事業が積極的に推進され、農業法人や担い手農家により管理・運営されている。また、裏作としてレタス栽培を取り入れている。</p> <p>施設園芸においては、スマート農業を導入したトマトのハウスによる新規就農者等の受入が行われており、今後も新規就農者の就農候補地として選定される見込みである。</p>		
用途区分の構 想	<p>茶園については、上土方地区の共同施行による茶園造成及び後継者のいない高齢農家の茶園を、農作業の受委託あるいは、農地中間管理機構等の活用等、茶園の集積・集約化を促進し、担い手農家の規模拡大を推進する。</p> <p>水田は、農道や用排水路、畦畔除去等の土地改良事業を実施するほか、大井川用水事業等によって整備された施設の適切な維持・更新により農業用水の安定的な確保、暗渠排水を活用したレタス等の高収益栽培の導入を図りつつ、今後とも農地中間管理機構等を活用した農業法人や担い手への農地の集積・集約化を図り、優良農地として維持していく。</p> <p>施設園芸については、引き続きスマート農業を導入した施設による新規就農者の受入を進めていく。</p>		

(カ) 大東中部地区 (F地区)

関係地区名	大坂、東大坂、千浜、国浜	主 な 振興作目	水稲、施設園芸
地 区 の 特 色	<p>本地区は、一級河川菊川及び菊川水系下小笠川、牛淵川流域に広がる水田地帯である。</p> <p>水田は、昭和 37 年からの第 1 次農業構造改善事業等によりほ場整備は完了し、大部分が大型機械利用による水稲の集団栽培が実施され、省力化・合理化による近代農業が確立されている。</p> <p>畑については、一級河川菊川左岸の市道鷲田系線沿いで、温室メロン、ハウスいちご等の重点作目が栽培され、施設園芸が盛んである。</p> <p>大坂・東大坂地区には、若干の茶畑が存在するものの、小規模で生産性は低い。</p> <p>一方、本地区は、都市計画法の用途地域と隣接していることから、住・商・工・農の混住化が進行している。</p>		
用途区分の 構 想	<p>今後も、非農業的土地需要との調整を図りつつ優良農地の確保・保全に努め、秩序ある土地利用を図っていく。</p> <p>水田は、パイプライン化、暗渠排水の推進によるレタスやメキャベツ等の高収益作物の導入と畦畔除去による効率化を図りつつ、農業用水の安定供給に努めていく。また、ドローン、大型農業機械等を有効利用し、省力化を図る。一方、現在集落単位で組織されている水稲協業集団を再編成し、法人化へ誘導する等の生産組織の育成を図り、新規就農者の受入が可能な体制を整えつつ優良農地の維持を進めていく。</p> <p>施設園芸については、スマート農業等の導入を支援し、安定生産と有利販売を図っていくとともに、今後も農業用施設用地として位置付けていく。</p> <p>また、将来的に茶園造成を計画する山林を用途区分「農地（樹園地）」に設定する。</p>		

(キ) 大東南部地区 (G地区)

関係地区名	千浜、国浜、睦浜	主 な 振興作目	施設園芸、露地野菜
地 区 の 特 色	<p>本地区は、太平洋に面し、一級河川菊川河口に広がる畑作地帯である。土質は砂地で、昭和 37 年からの第 1 次農業構造改善事業等により、区画整理が完了している。また、大井川用水関連事業によりかんがい排水施設が敷設され、利用率も非常に高いが、津波の懸念から津波避難施設の早期整備が急務である。</p> <p>菊川右岸地区は、重点作目である石川小芋、ニンジン、かんしょ等の露地野菜や温室メロン、トマトの生産地である。</p> <p>菊川左岸地区は、いちごと温室メロンの栽培が盛んである。</p>		
用途区分の 構 想	<p>本地区は、将来の畑作園芸を担う中心的な地域として位置づけ、荒廃農地の解消と有効利用を推進しつつ、優良農地を確保し、農地としての利用を維持していく。津波対策としては、海岸防災林強化事業「掛川モデル」を推進し、津波対策施設整備を行うことで、農地の保全を図っていく。</p> <p>また、施設園芸や野菜の露地栽培を可能としている畑地かんがい施設は、老朽化が進行しているため、計画的な更新事業を進める等の適正な維持管理を推進していく。</p>		

(ク) 大須賀南部地区 (H地区)

関係地区名	大渕南部、西大渕、沖之須、山崎南部	主 な 振興作目	水稲、施設園芸
地区の 特色	<p>本地区は、北部で水稲、南部で施設・露地野菜が中心に営まれている。水稲は、一部を除き、大規模担い手農家や農業法人により生産されている。</p> <p>施設野菜の中心は、温室メロン、いちご、トマトで、一部では観光農園に取り組んでいる。露地野菜はかんしょが多い。</p> <p>また、本地区は、都市計画法の用途地域と隣接していることから、住・商・工・農の混住化も一部で進行し、沿岸部は津波の懸念から津波避難施設等の早期整備が急務である。</p>		
用途区分の 構 想	<p>今後も、非農業的土地需要との調整を図りつつ優良農地の確保・保全に努め、秩序ある土地利用を図っていく。</p> <p>水田は、用水の更新や維持管理等を図るとともに、生産組織の育成支援を進め、優良農地として維持していく。</p> <p>畑は、南部において施設・露地野菜用地として利用されているが、農業生産基盤未整備地も多く、一部の地域では勾配不足により湛水するため、排水路整備等の基盤整備を推進し、今後も引き続き農地としての利用を確保する。</p> <p>施設園芸は、新規就農者の受入を今後も進め、スマート農業等先進設備の導入による効率化を図る。また、海岸防災林強化事業「掛川モデル」を推進し、津波対策施設整備を行うことで、農地の保全を行っていく。</p>		

(ケ) 大須賀北部地区 (I地区)

関係地区名	大渕北部、横須賀、山崎北部	主 な 振興作目	茶、水稲、ミカン
地区の 特色	<p>本地区は、小笠山山系を中心とした丘陵地帯で、「茶専作」「茶＋水稲」あるいは「茶＋ミカン」を主な営農類型として営まれている。</p> <p>小笠山丘陵地に展開する農地は、その80%が昭和42年からの国営パイロット事業により整備されたものであるが、荒廃農地が目立ち効率的な土地利用がなされていない状況にある。また、その半数以上が傾斜度15度以上の樹園地となっており、機械化体系への対応が困難となっている。</p> <p>水田は、大渕北部に不整形で小区画な農地が一部存在するのみである。地域の水稲農家は積極的に他地域へ出作し、借地により3ha以上の経営を行っている。</p>		
用途区分の 構 想	<p>今後も茶、水稲、ミカンを主体とする経営を促進し、営農類型に即した適正な土地利用調整を図る。</p> <p>小笠山丘陵地の農地は、機械化体系への対応や区画の拡大等の再整備を検討し、樹園地としての利用確保、有効利用を図っていく。</p> <p>また、丘陵地の麓に位置する個人により開畑された茶園については、園内農道の不備から農作業の効率化を阻害しているため、農道整備の推進等により、今後も農地としての利用を確保していく。</p>		

ウ 特別な用途区分の構想

本地域では、特別な用途区分は設定しない。

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第3 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本市では、農業構造改善事業、県営ほ場整備事業、農村総合整備モデル事業等により10～30aの農地に整備されているとともに、畑地帯総合整備事業、国営開拓パイロット事業等により開畑された。用排水路についても、国営大井川農業水利事業、県営かんがい排水事業等により整備され、水利条件が整いつつある。特に、大井川用水施設は計画的な保全対策事業が実施され、農業用水の安定供給が図られている。また、一部の地域で集落内雑排水が農地に流入する等の問題があったが、集落排水事業の実施により問題は改善されてきた。

しかし、大井川用水の末端に位置する地域では十分な用水供給確保ができないほ場もあり、農業用水のパイプライン化、暗渠排水設備等の整備も遅れている。また、頻発する強度な降雨や排水能力の不足による湛水被害の発生が懸念されている。また、中山間地等では、小規模で未整備のほ場が数多く点在していることから、今後も基盤整備の拡充を図る必要がある。農道やため池についても整備が進められてきたが、老朽化の著しい箇所や未整備のところも見受けられ、災害発生の懸念がある。

そのため、今後は、整備された施設の適切な維持・更新を図るとともに、パイプライン等の用排水路や農道の改良、暗渠排水やほ場の大区画化等の再整備を進めた上での農地中間管理機構等を活用した農地の集積・集約化等により、複合経営等による生産性の向上や低コスト生産の実現を図る。

地区別の農業生産基盤整備及び開発の方向は次のとおりである。

(1) 掛川東部地区（A地区）

本地区は、丘陵地を開発した茶園がほとんどで、水田は小規模団地が散在し、機械化条件等に乏しい。茶園は、昭和48年から畑地帯総合整備事業が実施され約347haの農地造成や農道が整備され、生産性の向上が図られている。

今後も、茶産地としての生産条件の一層の改善をめざした茶園管理の効率化、合理化を図るため、農地中間管理機構等を活用した農地の集積・集約化を推進するとともに、乗用型茶園管理機の導入による経営規模拡大や生産性の安定を図っていく。

(2) 掛川中部地区（B地区）

本地区の水田は、土地改良総合整備事業や県営かんがい排水事業等により、用排水路が分離され、30aの区画に整備されているが、一部、逆川地区等で区画が狭い水田も見られる。また、水田を利用した施設園芸や裏作によるレタス栽培等の水田の汎用化が図られ、多彩な農業が展開されているが、ため池に依存し、用水不足が懸念される農地も見られる。

今後は、上内田地区及び五明地区では茶園造成を目的とした基盤整備を進め、地

域の特性に応じた農地の大区画化・汎用化等を促進する。また整備された施設の適切な維持・更新に努めていくとともに、農地中間管理機構等を活用した担い手へ農地の集積・集約化を図り、パイプライン化、暗渠排水、農道等の基盤整備の推進と、機械化による省力化・効率化を図り、レタス等高収益作物を導入した生産性の高い農業の展開を目指す。

(3) 掛川西部地区（C地区）

本地区は、県営ほ場整備事業や県営かんがい排水事業等により、用排水路の分離がなされ、区画が整備されている。また、農業構造改善事業の実施により、丘陵地の茶園整備も行われた。

今後は、原谷地区、和田岡地区、垂木地区では、老朽化した用水路等の更新整備・長寿命化、パイプライン化を進め、農業用水の安定供給と維持管理の軽減を図る。曾我地区では、茶園造成を目的とした基盤整備事業を進め、効率的な生産基盤の確保を図る。また、レタス等の高収益作物を導入する等、水田の汎用化を進めるとともに、整備された施設の適切な維持・更新に努め、機械化による農業の省力化・効率化を促進する。一方、新東名高速道路の開通に伴い、増加する地域の振興上必要となる様々な非農業的土地需要との調整を図りつつ優良農地の確保・保全に努め、秩序ある土地利用を図っていく。

また、整備された農地を中心として、農地中間管理機構等を活用した担い手への農地の集積・集約化を進め、効率的で安定的な農業経営の育成に努める。

(4) 掛川北部地区（D地区）

本地区の原野谷川に広がる水田は、県営ほ場整備事業により30a程度の区画整理が実施され、生産基盤の確立が図られている。

今後は、原田地区では、用水路のパイプライン化を進め、農業用水の安定供給と維持管理の負担軽減を図る。またレタス等の高収益作物を導入する等、水田の汎用化を進めるとともに、整備された施設の適切な維持・更新に努め、機械化による農業の省力化・効率化を促進するとともに、農地中間管理機構等を活用した担い手への農地の集積・集約化を図っていく。寺島・幡鎌地区では、茶園造成を目的とした基盤整備事業を進め、効率的な生産基盤の確保を図る。

一方、新東名高速道路の開通に伴い、増加する地域の振興上必要となる様々な非農業的土地需要との調整を図りつつ優良農地の確保・保全に努め、秩序ある土地利用を図っていく。

(5) 大東北部地区（E地区）

本地区の菊川水系下小笠川に広がる水田は、県営ほ場整備事業による面的整備が完了し、大井川用水事業によってかんがい排水施設が整備された。また、佐東川流域に広がる水田も県営ほ場整備事業により面的整備は完了し、一部地域では農業法

人や担い手による大型機械の導入、面的集積・集約化による省力化が図られている。

今後は、県営基盤整備事業の推進により、用排水路、暗渠排水等の更新整備・長寿命化を進め、農業用水の安定供給と維持管理の負担軽減を図る。また、ほ場の均平化、畦畔除去等の再整備を図る。

茶園は、後継者不在農家の茶園について農地中間管理機構等を活用した担い手への農地の集積・集約化を促進する。

(6) 大東中部地区 (F地区)

本地区の菊川流域に広がる水田は、第1次農業構造改善事業等により、面的整備はほぼ完了し、大型機械、ドローンの有効利用により労力の省力化、あるいは特定農業法人や水稲協業集団による管理・運営等の省力型農業の確立がなされている。畑作地帯は、基盤整備事業による施設の更新が実施されており、畑地かんがい施設が整備され、いちご、花き等の施設園芸、露地野菜等での利用率が高い。

今後は、老朽化した用排水路、暗渠排水等の更新整備・長寿命化を進め、農業用水の安定供給と維持管理の軽減を図る。また、1区画30aのほ場を畦畔除去等による大規模ほ場化に努めるとともに、レタス等の高収益作物等の導入による低コスト・生産力のある安定した生産基盤の確立を図る。

(7) 大東南部地区 (G地区)

本地区は、菊川の河口一帯に展開されている温室メロン、いちご、花き等の施設園芸及びニンジン、石川小芋等の露地野菜が栽培されている。

畑地帯総合整備事業等により、畑地かんがい施設や農道等が整備されていることから、今後も露地野菜の複合経営等を進め、高生産農業の確立を図る。

(8) 大須賀南部地区 (H地区)

本地区の水田は、県営ほ場整備事業及び農業構造改善事業によって、用排水路が分離され30aの区画に整備されている。また、水田の汎用化を前提とした整備についても、レタス等の高収益作物の導入による生産性の向上のため暗渠排水を敷設したため、本地区の水田整備はほぼ完了し、大井川用水2期事業による再整備も完了している。畑については、今後も基盤整備の見込めない集落内とその周辺の農地を除き、農道整備事業等の基盤整備が行われている。

今後は、整備された施設の適切な維持・更新を図るとともに、用水路等の更新整備・長寿命化、水管理システムの導入を進め、農業用水の安定供給と維持管理の負担軽減を図る。また、南部の砂地地帯では、送水管等の老朽化も著しく、排水不良により湛水もみられるため、排水施設の整備等、施設の適切な更新を図り、砂地の特性をいかした生産性の高い先進的な施設園芸及び大規模経営による露地野菜の展開を検討する。

(9) 大須賀北部地区 (I 地区)

本地区の小笠山丘陵地に広がる樹園地は、国営開拓パイロット事業・土地改良事業共同施行及び開拓事業により開畑されたものである。これらの樹園地は、幹線農道・園地内農道とも整備されているものの、急傾斜園が多く、特に茶については機械化体系に対応できないため、作目転換や再整備の可能性についての検討を行う。

一方、丘陵地の麓に位置する個人により開畑された茶園については、園地内農道の不備から農作業の効率性を阻害しているため、農道整備を推進する。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)		
用水改良	野中用水 用水路工L=3,980m	H-1 H-2	47	1	水利施設等保全高度化事業 R2～R9 808,000千円
〃	大井川用水曾我3期 用水路工L=137m	C-2	27	2	農業水路等長寿命化・防災減災事業 R4～R8 250,000千円
〃	正道 用水路工L=24.4km	C-3 D-2	118	3	水利施設等保全高度化事業 R5～R12 2,177,595千円
〃	大井川右岸2期 ゲート遠隔操作・遠隔監視3箇所	C-1	446	4	水利施設等保全高度化事業 R6～R9 138,000千円
〃	大浜用水 用水路工L=183m	F-1	46	5	農業水路等長寿命化・防災減災事業 R7～R9 80,000千円
区画整理	大井川用水千浜 区画整理工A=28.6ha 暗渠排水工A=142.6ha 排水路工L=2.4km	F-2	142.6	6	農業競争力強化農地整備事業 R1～R8 715,000千円
〃	大井川用水大坂 区画整理A=39.2ha 用排水路工A=64.5ha 暗渠排水工A=45.0ha	F-1	64.5	7	農業競争力強化農地整備事業 R1～R8 1,086,215千円
〃	寺島・幡鎌 農地造成A=10.3ha 畑かんA=10.3ha	D-2	10.3	8	水利施設等保全高度化事業 R1～R11 1,167,885千円
〃	大井川用水垂木 用水路工L=3,500m 区画整理工A=5ha	C-1	86.9	9	経営体育成基盤事業 R12～R16 801,000千円
〃	大井川用水三井 区画整理工A=8.5ha 用水路工L=13.2km 暗渠排水工A=33.9ha	E-6 F-1	47.0	10	水利施設等保全高度化事業 R4～R9 1,094,765千円

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積(ha)		
区画整理	上内田 農地造成A=10.8ha 畑かん施設A=10.8ha 農道整備L=0.5km	B-7	10.8	11	水利施設等保全高度化事業 R5～R12 1,531,238千円
〃	和田岡1期 区画整理工A=68.7ha 用排水路工L=21.2km 暗渠排水工A=8.6ha	C-4	101.2	12	農業競争力強化農地整備事業 R6～R14 1,449,760千円
〃	五明 区画整理工A=13.9ha 畑かん施設A=13.9ha	B-3	13.9	13	水利施設等保全高度化事業 R7～R16 2,169,000千円
〃	佐夜鹿 区画整理工A=4.5ha 農道整備L=1.6km	A-2 B-1	9.8	14	水利施設等保全高度化事業 R7～R14 952,000千円
〃	西山 区画整理工A=22.0ha 用排水路工	C-3	22.0	15	農業競争力強化農地整備事業 R9～R18
〃	桶田 区画整理工A=5.6ha 農道整備	B-7	6.0	16	水利施設等保全高度化事業 R9～R19
〃	東山 区画整理工 用水路工	A-1 A-2	30.0	17	水利施設等保全高度化事業 R10～R19
〃	篠場高御所 区画整理工A=7.0ha 農道整備	C-2	7.0	18	水利施設等保全高度化事業 R11～R20

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の林業経営体は、森林面積5ha未満の小規模所有者が全体所有者の82%と多く、施業の共同化と路網整備による、効率化・低コスト化の実現が今後の課題である。

山間地に続く茶園整備として農道の整備は不可欠な事業であり、農地と一体化した里山としての保全を図るため、幹線農道の計画とこれに交差する支線農道の整備等を里山地域における茶業との関連事業の一環として推進し、農業との相互効果による林業振興を推進していく。

4 他事業との関連

新東名高速道路や富士山静岡空港の利活用等の、地域の振興上必要となる様々な非農業的土地需要との調整を図りつつ優良農地の確保・保全に努め、秩序ある土地利用を図っていく必要がある。また整備にあたっては、環境との調和に充分配慮し、自然との共生を推進する。

第4 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農村を形成する基盤である農地・農業用水・環境等の農業資源は、食料の安定供給だけでなく、災害防止機能をはじめ、美しい農村環境を形成する等の多面的機能発揮の基盤となる「社会共通資本」、「国民共有の財産」である。

しかし、本市では近年、地域農業の活力低下に伴い遊休農地や荒廃農地が増加するとともに、都市化・混住化等の進展により、優良農地の確保、農地・農業用水等の農業資源の適切な保全・管理が困難な状況になりつつある。また一方で、農業生産全体の在り方を環境保全重視へ転換していくことが求められている。

このため、地域協働による農地・農業用水等の資源の保全管理活動やその一環として行う農村環境の保全活動に加え、農地周りの農業用排水路等施設の長寿命化等の取組みについて総合的・一体的に支援し、多面的機能の良好な保全と質的向上を図っていく。

後継者不足等により増加している荒廃農地については、基盤整備事業、農地の集積・集約化施策等を検討しながら、再生と有効利用を図っていく。特に荒廃農地が目立つ海岸部の畑地帯では、いちご、メロン等の観光農園の整備等に努め、都市住民との交流による地域活性化を推進し、これらを通じた荒廃農地の有効活用、発生抑制を図っていく。また、栗やレモン等の果樹を栽培することにより、経営面積の拡大と農地の多面的機能を維持させていく。

一方、野生鳥獣による農林業被害が多発している中山間地域においては、侵入防止柵の導入等を支援する。

さらに、台風や集中豪雨、予測される地震等による農地、農作物及び農業用施設の被害を未然に防止するため、耐震性の不足や老朽化の危険性があるため池の改修や治水、地すべり防止事業、防災ダムの管理機器更新を推進していく。また、「掛川治水プラン(令和6年度策定)」に基づき、田んぼダムの実施による水田貯留や、大雨前の事前放流によるため池の有効活用等、河川流域全体のあらゆる関係者の協働による流域治水の対策を推進していく。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		地区	面積(ha)		
ため池整備	ため池群菊川水系掛川1期 ため池改修工 9箇所	B-7	53.2	1	農村地域防災減災事業 H30～R9 813,000千円
〃	ため池群太田川水系掛川1期 ため池耐震対策13箇所	B-2 B-3	33.0	2	農村地域防災減災事業 R5～R10 1,447,000千円
〃	ため池群太田川水系1期 ため池耐震対策9箇所	B-1 B-4 C-2	45.3	3	農村地域防災減災事業 R8～R15 1,622,000千円

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備考
		地区	面積 (ha)		
ため池整備	ため池群菊川水系1期 ため池耐震対策9箇所	B-7 E-1 E-5	30.0	4	農村地域防災減災事業 R11~R20 1,155,000千円
〃	ため池群太田川水系掛川2期 ため池耐震対策11箇所	B-3 C-1 C-3	19.0	5	農村地域防災減災事業 R13~R22 1,100,000千円
〃	ため池群太田川水系掛川3期 ため池耐震対策8箇所	B-2 B-3	11.0	6	農村地域防災減災事業 R14~R23 900,000千円
地すべり 対策	御林2期 地下水排除工 1式 抑止工 1式	A-2	21.3	7	農村地域防災減災事業 H30~R11 367,000千円
〃	中遠 排水路工 L=1,613m	A-2	21.7	8	農村地域防災減災事業 R2~R9 191,000千円
防 災 ダ ム	原野谷川農地防災ダム ダム管理機器更新1式	D-3	385	9	農村地域防災減災事業 R3~R12 2,561,000千円
河 川 応 急	鹿島堰 頭首工撤去 1箇所	F-1 F-2	—	10	農村地域防災減災事業 R2~R8 247,000千円
〃	川久保取水口 取水口撤去 1箇所	E-4	—	11	農村地域防災減災事業 R8~R10 101,000千円
施 設 保 全	梅橋・徳泉・領家排水機場 排水機場補修3箇所	C-2	89.0	12	水利施設等保全高度化事業 R3~R9 1,180,000千円
〃	掛川市内排水機場 排水機場5箇所	C-2 H-3	335.0	13	水利施設等保全高度化事業 R9~R14 467,000千円
多面的機能 支払交付金	東山口 東山口造成農地保全の会 保全管理活動等	B-1	86.0	14	多面的機能支払交付金 R4~R8
〃	倉真 倉真農地保全会 保全管理活動等	D-1	65.0	15	多面的機能支払交付金 R4~R8
〃	中新井 中新井環境保全の会 保全管理活動等	H-1	26.0	16	多面的機能支払交付金 R4~R8
〃	大坂東 大坂東地域資源保全の会 保全管理活動等	F-1	50.0	17	多面的機能支払交付金 R4~R8
〃	佐東 掛川市佐東地域広域協定 保全管理活動等	E-1 E-2 E-4	160.0	18	多面的機能支払交付金 R4~R8
〃	山崎 みどりnet山崎 保全管理活動等	H-3	103.5	19	多面的機能支払交付金 R4~R8
〃	大淵 大淵農地環境保全推進協議会 保全管理活動等	H-1	100.0	20	多面的機能支払交付金 R4~R8

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備考
		地区	面積 (ha)		
多面的機能 支払交付金	中 中緑化委員会 保全管理活動等	E-5	91.0	21	多面的機能支払交付金 R4～R8
〃	沖之須 沖之須地域資源保全の会 保全管理活動等	H-1 H-2	65.0	22	多面的機能支払交付金 R4～R8
〃	遊家家代 遊家家代環境保全委員会 保全管理活動等	C-1	22.0	23	多面的機能支払交付金 R4～R8
〃	初馬 美農里ネット初馬 保全管理活動等	B-2	45.0	24	多面的機能支払交付金 R4～R8
〃	上土方落合 落合環境保全の会 保全管理活動等	E-3 E-4	27.0	25	多面的機能支払交付金 R4～R8
〃	三井 三井美農里プロジェクト 保全管理活動等	E-6 F-1	46.0	26	多面的機能支払交付金 R4～R8
〃	下土方 高天神里の会 保全管理活動等	E-4	42.0	27	多面的機能支払交付金 R4～R8
〃	西大淵 西大淵景観推進協議会 保全管理活動等	H-2	33.0	28	多面的機能支払交付金 R4～R8
〃	大和田 大麓里山の会 保全管理活動等	D-3	14.5	29	多面的機能支払交付金 R6～R10
〃	上西郷 西郷の農村風景を守る会 保全管理活動等	B-3	176.0	30	多面的機能支払交付金 R6～R10
〃	千浜 大東農地保全の会 保全管理活動等	F-2	113.0	31	多面的機能支払交付金 R6～R10
〃	上垂木 上垂木区営農会 保全管理活動等	C-1	70.0	32	多面的機能支払交付金 R8～R12
〃	和田岡 和田岡資源保全会 保全管理活動等	C-3 C-4	170.0	33	多面的機能支払交付金 R8～R12
〃	日坂 日坂美農里委員会 保全管理活動等	A-2	95.0	34	多面的機能支払交付金 R8～R12
〃	東山 みどりネット東山 保全管理活動等	A-1	101.0	35	多面的機能支払交付金 R8～R12
〃	入山瀬 入山瀬矢矧里の会 保全管理活動等	E-3	36.0	36	多面的機能支払交付金 R4～R8
〃	西山 西山地域保全会 保全管理活動等	C-3	21.0	37	多面的機能支払交付金 R4～R8
〃	原田・原谷 正道水の会 保全管理活動等	C-3	112.0	38	多面的機能支払交付金 R4～R8

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		地区	面積(ha)		
多面的機能支払交付金	浜野 浜野美野里会 保全管理活動等	G-1	81.0	39	多面的機能支払交付金 R4～R8
〃	桜木西 桜木西美農里ネット 保全管理活動等	C-1	38.0	40	多面的機能支払交付金 R4～R8
〃	鰯原 鰯原地区みのり会 保全管理活動等	C-1	17.0	41	多面的機能支払交付金 R5～R9
〃	下垂木 飛鳥保全会 保全管理活動等	C-1	9.0	42	多面的機能支払交付金 R6～R10
〃	曾我 曾我美濃里会 保全管理活動等	C-2	50.0	43	多面的機能支払交付金 R7～R11
〃	千浜 千浜農地保全会 保全管理活動等	F-2 G-2	60.0	44	多面的機能支払交付金 R7～R11
環境保全型農業直接支払	市内全域 掛川市環境保全型農業生産推進会	全域	53.1	—	環境保全型農業直接支払交付金 H28～R12

3 農用地等の保全のための活動

農用地を良好な状態で保全管理するためには、将来にわたって経営を継続する担い手に集積・集約化されることが望ましい。そのため、農業委員会や、農地中間管理機構、農業団体、地域の担い手等が一体となり、地域計画に基づき、農地利用について地域主体での話し合いを推進する。また、担い手への農地の集積・集約化を図りつつ、農業経営の規模拡大、農用地利用の効率化・高度化を推進する。さらに、法人、新規就農希望者、Uターン農業者、農業に関心をもつ市民が、農業に参入できるような体制づくりを進めていく。

担い手が不足している地区では、地区の実情に応じ、高齢就農者が能力を發揮しやすい生産体制の充実、集落が全体として営農に取り組む集落営農の推進、農業経営を補完するサービス事業体として法人等の育成、新たな企業参入の推進を図り、農用地等を保全していく。

農地の違反転用や違法な農地利用を防止するため、農業委員会等による農地パトロールや荒廃農地の調査を行い、また農業者に対して、農地の貸借に係る適正な法手続きをPRする。

あわせて、多面的機能支払制度や環境保全型農業直接支払等を活用し、地域ぐるみの農地・農業用水等の保全を支援していく。

さらに、荒廃農地の発生抑制、既存の遊休農地の活用に向け、市民農園や体験・観光農園の整備を推進するとともに、グリーン・ツーリズムによる都市住民との交流資源として農地の多面的利用を推進し、農地の適正な管理のための施策を展開する。

一方、世界農業遺産に認定された茶草場農法は、秋から冬にかけて茶草場でススキやササ等を刈り、茶園に敷き詰めるもので、良質茶を生産すると同時に環境保全につながる伝統農法である。今後もこれらの伝統農法の保全を支援し、掛川茶のPRとともに次代への継承を図っていく。

また、荒廃農地へ栗やレモン等の植樹を推進することで、荒廃農地の解消と複合経営化を推進する。

山間地を中心に鳥獣被害（イノシシ・ニホンジカ）が増加し、生産意欲の減退を招き、荒廃農地の一因にもなっている。このため、掛川市鳥獣被害防止計画に基づき、有害鳥獣捕獲や侵入防止柵の設置等を支援する。また、掛川市鳥獣被害対策実施隊による住民の意識啓発活動等を推進し、地域ぐるみでの取り組みにより効果的な鳥獣被害対策に取り組む。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

森林は、農地等への土砂流出防止、水源かん養、防風、防潮、飛砂防備、地球温暖化の緩和、生態系の保全等の多面的な機能を有しており、農業との関わりが深い。従来からの農業生産は、これらのバランスを崩さない程度に農地の開発を行ってきた。

今後も、水源かん養機能、防災機能及び保健休養の資源としての活用を図り、秩序ある林地開発と保全に努めるとともに、地域の特色を生かした計画的な整備を進める。

また、キャンプ場利用客への林産物利用の地場産品や地場農産物の販売を進め、地域おこしと農林業の有効的な連携を図っていく。

第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市は恵まれた気象条件等を背景として、地域の条件に合わせた多彩な農業の展開がみられる。農産物の品質は、茶をはじめ水稻、キャベツ、温室メロン、トマト、いちご、花き、畜産等、全国的にみても高い評価を得ている。しかし、強いブランド力のある作物は一部であり、それらもまた、担い手の減少や高齢化等を要因とした労働力不足により安定的な産地の維持に不安がある。

そのため、品質の一層の向上や規格の統一、安定的供給体制の整備を推進するため、生産技術の向上、流通の改善、組織の再編成等が急務となっている。

今後は、各地区の特性を生かし、茶、水稻、施設園芸、畜産等を基幹作物とし、農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等の支援を行い、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営の育成を推進し、地域農業の発展を目指すものとする。

具体的な経営の目標として、本市及びその周辺市町において、現に成立している優良な経営事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が地域の他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（1経営体（家族2人）あたり概ね800万円（主たる従事者1人あたり400万円））を確保しつつ、年間総労働時間（主たる農業従事者1人あたり1,800～2,000時間）の水準を実現できる担い手を育成し、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う力強い農業構造体系を確立していく。

意欲的に経営発展に取り組む経営体へは法人化等の支援や、生産性の向上と持続性を鑑みた効率的かつ安定的な農業経営の育成支援を行い、持続可能な農業経営体への発展を促す。

また、地域活性化や農用地の有効利用を図るため、地域農業との調和の下に、企業等の農業参入を支援し、地域の新たな担い手としての育成を図る。

さらに、新たに農業経営に営もうとする青年等の確保、育成を図り、地域農業の発展を目指す。確保、育成の対象は、新規学卒就農者、Uターン就農者、農外からの新規参入者、農業法人への就業者等幅広くとらえ、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援し、地域における新たな担い手として育成する。具体的な経営の指標としては、本市及び近隣市町にて展開している優良事例等を踏まえつつ、他産業従事者と均衡する水準の労働時間（年間1,800～2,000時間）を確保しつつ、年間農業所得は農業経営開始から5年後には生計が成り立つ300万円程度を目標とする。

これらの目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、本市における主要な営農類型について次ページのとおり示す。

大分類	営農類型	目標規模 (ha)	作目構成	育成目標 (経営体)	必要面積 (ha)
茶	茶(生葉・共同工場)	5.0	茶500 a	86	430.0
	茶(自園自製)	5.5	茶550 a	34	187.0
	茶(法人経営)	30.0	茶30ha	20	600.0
稲	水稲+小麦(法人経営)	30.0	水稲15ha、小麦15ha	11	165.0
	水稲+キャベツ(法人経営)	55.0	水稲50ha、キャベツ5ha	2	110.0
果	茶+ミカン	5.0	茶300 a、ミカン200 a	1	5.0
	栗	6.5	栗650 a	5	32.5
施設野菜	温室メロン	0.24	メロン108 a (年間4.5作)	24	5.8
	トマト(法人経営)	0.8	トマト80 a	25	20.0
	いちご	0.4	いちご40 a	42	21.0
	葉ねぎ(法人経営)	0.6	葉ねぎ240 a (年間4作)	4	2.4
露地野菜	レタス等露地野菜(法人経営)	10.0	レタス10ha、その他露地野菜9ha	6	60.0
	ニンジン+サトイモ+スイカ	2.7	ニンジン150 a、サトイモ60 a、スイカ60 a	16	43.2
花	ばら	0.5	ばら50 a	9	4.5
	観葉植物(法人経営)	0.6	観葉植物60 a	2	1.2
	カーネーション	0.4	カーネーション40 a	1	0.4
酪	酪農(畑地型)	4.0	経産牛50頭、育成牛10頭、草地400 a	9	36.0
肥	肉牛(黒毛和種)	—	肉専用種150頭	4	—
肥	肉牛(交雑種)	—	交雑種150頭	4	—
豚	養豚(一貫経営)	—	種雌豚170頭、種雄豚17頭、育成豚55頭、肥育豚1,700頭	1	—
鶏	養鶏(採卵鶏)(法人経営)	—	採卵鶏20万羽	2	—
複合	水稲+茶	11.0	水稲10ha、茶1ha	32	352.0
	茶+レタス+水稲	3.0	茶200 a、レタス100 a、水稲100 a	14	42.0
	茶(生葉・共同工場)+いちご	3.2	茶300 a、いちご20 a	12	38.4
	茶+レタス	4.0	茶300 a、レタス100 a	13	52.0
	茶+オリーブ	3.5	茶200 a、オリーブ150 a	2	7.0

(注) 資料：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 (R5)、掛川市酪農・肉用牛生産近代化計画書 (R3)

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本市では、都市化の進展とともに兼業化が進行する一方で、農地造成をはじめとした土地基盤整備や農地の集積・集約化の推進等により経営耕地3.0ha以上を有する農家数が増加傾向にあり、規模拡大による生産性の向上と経営の安定を志向する農家が増加しつつある。

そのため地域住民との対話を重視しつつ、農家、農業団体、行政等が一体となった取り組みのもと、農業経営基盤強化促進法による基本構想に基づいて、農地中間管理事業等により効率的かつ安定的な農業経営にむけて、担い手等への農地の集積・集約化を促進する。また、関係農業者等の合意を基礎として、一年間のうちに一定期間利用されない農用地は、当該機関の貸借権等を担い手に設定することを推進し、農用地利用の高度化を図る。さらに、農作業の受委託の促進、集落営農等の生産組織の育成や法人化、耕種農家と畜産農家との連携等により地力維持増進等の施策を総合的、計画的に推進するものとする。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 農地中間管理事業、利用権設定等促進事業、農地移動適正化あっせん事業等農用地の集積・集約化対策

農業協同組合、農業委員会、農林事務所等との関係機関連携の下での指導を行い、農地利用最適化推進委員及び地域の担い手を中心に農地中間管理事業等に積極的に取り組む。農地の貸し手と借り手に係る情報の一元的把握の元に、両者を適切に結び付け、これらの情報の収集、集落における啓発・普及に努め、地域の担い手の育成を図っていく。

(2) 認定農業者、生産組織の育成対策

近年、農業経営に関する国の施策は、認定農業者と一定の集落営農組織に集中的・重点的に実施されている。

このため、これまで以上に個別経営については、可能な限り認定農業者へ誘導するとともに、担い手確保が困難な地域では積極的に集落営農等の組織化を進める方向とする。さらに、農地の再整備を図り、担い手を中心に農地の集積・集約化を行うとともに、経理の一元化等の充実を図りながら、生産組織の育成強化、法人化への誘導を図っていく。特に、掛川地区の中山間地域においては、農地の一体的管理を行う主体として、集落を単位とした生産組織の育成を図り、組織全体の協業化・法人化を進める。

(3) 農作業の受委託の促進対策

資料リーフレットの配布や集落の会合等を通じたPR活動に努め、次に掲げる事

項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件整備を図る。

- ア 農業協同組合、その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 農業協同組合自らが委託を受けて農作業を行う取組の推進
- ウ 効率的な農作業の受委託事業を行う生産組織または営農組織の育成
- エ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため、農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発
- オ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携強化
- カ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには農地の中間管理事業への移行の促進
- キ 農作業の受委託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適当な農作業受委託料金の基準設定

(4) 環境負荷低減対策

農業の持つ自然循環機能を最大限生かし、耕種農家と畜産農家の連携の下、稲わらや飼料用米の生産、堆肥を利用した土づくり等を通じて、化学肥料・農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的農業を推進する。また、施設園芸における燃油使用量削減のため、省エネルギーで脱炭素効果が高いヒートポンプ等の導入や被覆多層化、高度環境制御技術による施設内環境の最適化等の取組を促進する。さらに水田から発生する温室効果ガス削減のため、「秋起こし」等栽培技術の見直し、導入を促進する。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の林業は、ほとんどが農業に付随した複合経営形態であり、水源地域における森林総合利用、里山地帯の林業生産施設の整備等により就業機会の拡大を進めてきた。

今後も地域に応じた計画的な森林整備、木材生産を推進するとともに、森林の経営の受委託による経営規模の拡大や効率的な生産基盤を確保し、農林業を包括した就業機会の確保、拡大を図っていく。

第6 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本市の農業は、恵まれた自然条件と区画整理や農地造成等の土地改良事業の実施や大井川用水の整備により、茶をはじめ、水稻、施設園芸、畜産を中心とした農業が展開されている。特に、茶は、全国でも屈指の生産量を誇り、高品質でも知られ、平成25年度には、東山地区の茶草場農法が世界農業遺産に認定され、掛川茶のPRと生産意欲の高揚にもつながっている。国内市場の縮小が見込まれるなか、海外における和食人気や世界的な健康志向の高まりを追い風として、年々輸出量が増加傾向にある茶をはじめ、農産物の海外販路拡大についても推進していくことが必要である。

しかし、一方で農業従事者の高齢化、後継者不足等による荒廃農地の増加、肥料や農薬等の生産コストの高騰に加え、猛暑や集中豪雨といった気候変動による生産リスクの増加、有害鳥獣の増加による鳥獣被害等の様々な問題に直面し、農業を取り巻く情勢は年々厳しさを増している。

このような中、今後本市が国際的にも通用していく農業を続けていくためには、安全・安心・安定的な農業生産、高品質・高能率・低コストな農業生産、ブランド等の付加価値がある農業生産を目指す必要がある。

そのため、世界農業遺産の認定等も踏まえながら、商品のブランド化を行うとともに、経営やマーケティングに関する知識・技術・情報力を向上させ、固定概念や既存の手法に捉われることなく、時代や消費者ニーズに対応した「売れる農作物」生産のための経営手法に取り組むように支援していく。

また、消費者ニーズに対応した新規作物、新品種の研究や先進技術の研究を推進する。

同様に、農業の6次産業化のため、新商品開発や販路拡大を支援していく。地産地消の推進のため、農産物直売所の増設や効率的な集荷体制、施設整備を進めるとともに、市内の商店や量販店との連携を強化し、「地域食材コーナー」を設置する等身近な直売所づくりを推進する。また、農業者自らが観光農園や農家レストラン、農産物加工品の販売に取り組む活動を推進する。また、市内の料理店、公共の医療機関、福祉施設、観光施設等についても、掛川産農産物を使用した食事の提供を促し、地域の食文化の紹介等の普及活動を推進する。

以上の基本的な考えを達成するために必要な、作目別の近代化施設の整備方向は次のとおりである。

(1) 水稻

本市の水稻作付は、土地改良事業による区画の整備が進みつつあり、水田の大区画化、汎用化、畑地化が図られ、稲作の省力化、合理化を推進するための大型機械化の普及に努めている。

今後もパイプライン等用水路整備等の基盤整備や農業DXによるほ場管理や水管理システム、ドローン、自立走行農機等のスマート農業を推進し、省力化・生産性の向上した持続可能な農業の確立と雇用を可能とする経営体の育成を図る。

一方、消費者、実需者が求める安全・安心な米の生産を図るため、GAP認証やしずおか農林水産物GAP認証の取得を推進し、栽培履歴記入の徹底やトレーサビリティの確立に向けた支援を関係機関とともにやっていく。

また、輸入飼料の高騰への対策として、耕種農家と畜産農家との相互連携の体制づくりを図り、飼料用米の生産に取り組んでいく。

(2) 小麦・大豆

小麦・大豆は、近年、実需者からの高品質な麦、大豆に対する要望が高まっている。水稻の生産調整対策の推進や土地利用型農業の確立に伴い、年々生産量が増加しつつあったが、近年の異常気象や難防除雑草（イタリアンライグラス、ホオズキ類、アサガオ類等）により収量、品質が著しく低下している。

小麦の県奨励品種である「きぬあかり」の生産を進め、高品質で安定的な生産を目指し、担い手への水田集積・集約化を通じた産地化を図るとともに、規模拡大を推進する。

今後は、集落営農組織の組織化・法人化を支援し、担い手による大規模麦・大豆作を実現する。また、基盤整備の推進や実需者ニーズ、経営所得安定対策等に対応し、水田を有効利用した安定的な麦・大豆生産を推進する。

また、連作による地力低下が見られるため、適正な肥培管理や休耕を組み合わせ、永続的な利用が可能な栽培を実施する必要がある。有機質が不足しているほ場については、土壌診断等を基に、耕畜連携による堆肥の積極的な利活用を図るため、畜産農家と連携した栽培環境の整備を推進していく。難防除雑草等の対策は県の研究、指導機関、農協等と綿密に連携し、実態把握及び対応策の検討を進める。

(3) いも類（かんしょ）

かんしょは、地元で二次加工が可能であり、付加価値が見込まれる。品種は「紅あずま」のほか、「紅はるか」、「クイックスweet」等が栽培されており、切り干しや菓子の原料として加工されている。加工用出荷には、出荷数量と品質の安定化が必要であり、栽培技術の向上が求められている。

今後は、機械化の推進による作業の省力化と先進技術の導入による品質の向上を図る。また、「芋切り干し」等に主体的に取り組む6次産業化や地元加工業者等と連携を推進し、地産地消の拡大を強化する。

(4) 施設園芸（温室メロン、トマト、いちご）

本市の施設園芸は、メロン、トマト、いちごが盛んに展開されている。近年は、新規就農者も確保されつつあり、一戸あたりの規模拡大は進んでいる。一方で、作

業、労力の負担が大きく重労働であることや、他産地との競争による販売価格の低迷等により生産者の所得の確保が難しい状況にある。そのため、今後さらに収穫や管理作業の環境改善、省力化を図るとともに、ブランド力の向上と販売強化に努める。

メロンは、低コスト大型温室を活用した経営体の育成を図るとともに、養液栽培等の省力化技術の導入、省エネルギー設備と環境制御システムの導入により、生産コストの削減と安全・安心な生産に努め、省力化を図る。

トマトは、高度環境制御装置等のスマート農業を導入したハウスや養液栽培の導入拡大の推進とともに、選果場施設の有効利用による作業の効率化や病気の低減化を推進し、高品質・安定生産を図る。

いちごは、「紅ほっぺ」や「きらび香」、「章姫」の生産性向上とともに、ハウスや高設栽培の導入拡大、スマート農業等の先端技術の導入等により収穫や管理作業の環境改善等の労働環境の快適化と負担軽減による低コスト生産に努め、産地間競争が激化する中でブランド力の向上や販売強化を図る。

(5) 露地野菜（ニンジン、レタス）

指定産地とされているニンジンは、「ベーターリッチ」に統一し、「ハニーキャロット」のブランドで高級業務用として販売されている。また、レタスについても水稲、茶との複合経営や農業法人による専作がなされ、高い市場評価を得ている。しかし、価格低迷や兼業化、高齢化等により、ニンジンの生産量は減少傾向にある。

今後は、区画整理等の基盤整備を推進するとともに収穫機等の導入、育苗センターの有効利用による省力、低コスト化を図る。

また、病害虫の総合防除対策の確立や、静岡県環境負荷低減事業活動実施計画認定（みどり認定）の取得支援等、環境保全型農業への取り組みを推進する。

さらに、フードマイレージ等の地産地消の考えによる販売促進PRや出荷期間拡大によるブランド力強化を図る。あわせて、6次産業化等、高付加価値化を目指した商品開発の取組を推進するとともに多様化する流通動向に対応した販路拡大を目指す。

(6) 花き

近年の景気低迷等の影響から、主要品目であるばらや観葉植物等の鉢物をはじめ、花きの需要は、横ばい傾向で推移し、また、産地間の競争の激化や海外輸入の増大、燃料価格の高騰、施設の老朽化により、生産所得の低下等の影響を受けている。しかし、消費者の花きへの関心は高く、多種多様な品目・品種が栽培され、高い栽培技術に裏付けられた高品質な花きは評価も高い。

今後は、消費者ニーズに応え、他産地との差別化を図ることができる多収性品種の導入、品目に応じた生産技術の向上、生産コストの低減、機械化・装置化による省力生産技術の普及を推進する。また、養液管理や栽培環境改善による高品質で安

定的な生産と鮮度保持方法を検討するとともに、情報の発信機能を高め、競争力のある産地づくりを目指す。さらに、原油価格高騰や地球温暖化対策に配慮しヒートポンプや高効率暖房機の導入を支援していく。

(7) 工芸作物（茶）

茶は、本市の基幹作物の一つで、その品質は全国トップクラスにあり、全国大会において、数々の賞を受賞している。一方で、生活様式の変化や多様化によるリーフ茶需要の減少、茶価の低迷等により収益性は低下傾向にある。

これまで、乗用型茶園管理機、ECセンサーによる土壌情報管理システム等を導入し、積極的に先進技術・新品種の普及を推進してきたが、製茶機械等の老朽化、非効率な茶園管理等の状況が改善されず、生産コスト低減に繋がっていない。

今後は、乗用型管理機対応の茶園にするための小区画茶園や傾斜地茶園等の基盤整備を進めるとともに、造成茶園の早期成園化を進める。また、ICTを活用したスマート農業の導入、防除、深耕、施肥等を行う乗用型複合管理機の導入、さらなる省力化による生産性の向上を図り、強い競争力を持つ地域農業確立を目指す。安全・安心な掛川茶の推進のために、GAP認証やしずおか農林水産物GAP認証の取得を支援し、生産現場から製造までのトレーサビリティ・システムの構築を図り、食品表示の適正化を推進する。また、近年米国、EUからの需要が高いオーガニックティー（有機栽培茶）等のSDGsへの関心の高まりによるエシカル消費や、世界でブームが続く抹茶需要に対応する商品開発を推進する。

(8) 畜産（酪農、肉用牛、養豚、採卵鶏）

酪農、肉用牛、養豚、採卵鶏を合わせた畜産関係の農業産出額は、本市第1位を占めている。自ら生産する畜産物を加工販売する農家もあり、多様化する消費者ニーズに応え、地産地消に貢献している。一方で、口蹄疫や鳥インフルエンザ、豚熱（CSF）の発生、食品の偽装表示等を受けた食の安全・安心確保対策、周辺地域の市街化・混住化による飼育環境の悪化対策や飼料価格の高騰による経営圧迫の対応策等が必要となっている。また、飼養農家戸数は後継者不足により減少傾向にある。

そのため、HACCP手法の導入促進やトレーサビリティ・システムの適正運用、GAP認証やしずおか農林水産物GAP認証の取得を推進するとともに耕種農家との連携強化や荒廃農地活用による自給飼料基盤の強化や飼育に適した地域への畜産農家の誘致・移転による集積化・団地化等を推進し、畜産経営の安定化を図っていく。

また、より一層の環境への負荷軽減を図るため、堆肥の成分分析や、地域の耕種農家のニーズに適応した堆肥生産、コントラクター等を活用した堆肥利用等を促進するための耕畜連携を強化する。さらに、資源循環型社会の実現に向け、「掛川市バイオマス産業都市構想」に基づき、木質バイオマスの循環システム構築を推進する。

(9) その他（果樹）

果樹は、水稻や茶等の基幹作目に加えて、柑橘類、栗、ブドウ、キウイ等を栽培する複合経営の導入を推進し、収入源の多様化、作業の平準化、自然災害や市場変動へのリスク分散、年間を通じた安定収入と雇用創出、資源の有効活用等、経営の安定性を高める。

2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対凶番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)	受益戸数 (戸)			
該当なし							

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の林業従事者は、今後も減少傾向にあり、施業の機械化、集約化による生産性の向上とあわせて後継者の確保・育成に努める必要がある。そのため、森林の経営の受委託による経営規模の拡大を図り、路網整備等の基盤整備を進め、またスマート林業やドローンといった先端技術導入により、効率化や省力化、安全性の向上を進め、経営の合理化を図っていく。

第7 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

国際化の進展、産地間競争の激化、農業従事者の減少や高齢化等の農業を取り巻く環境は非常に厳しくなっている。

本市の農業従事者は、農家子弟でなく、農家以外からの就農や離職就農者も見られるが、年々減少傾向にあり、持続的に発展していく生産構造の確立を図っていくには十分とは言えない。そのため、担い手育成・確保対策、高齢化対策等は重要な施策と位置付けている。

今後は、農業協同組合、農林事務所等の関係機関と連携のもと、生産・加工技術の研修はもとより、経営戦略、マーケティング手法等、時代に対応した経営管理能力向上のための研修を一層充実するとともに、拠点施設の整備も検討していく。

また、施設園芸においては、スマート農業を導入したトマトのハウスによる新規就農者等の受入を推進する。

さらに、地域計画に基づく地域の話し合いを進め、認定農業者に加え、特定農業法人、市民農園の整備、集落営農組織の法人化、集落営農組織からの新たな担い手の輩出等の取り組みに対する支援を行う。そして、荒廃農地の再生や雇用による就農機会の増大等の、地域人口の維持・地域の活性化に貢献する企業の農業参入を促進し、農業内外から意欲ある多様な担い手の確保・育成を図る。また、女性や高齢者が意欲的に地域営農に参加できるよう家族経営協定締結の推進、農産物加工品の開発、朝市等の管理運営活動、食文化伝承活動等への支援施設整備を関係機関との連携のもと推進していく。また、個々の集落では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

一方、農業に対する関心・理解を深めるため、学校給食等への供給体制の整備等を通じた地産地消・地場流通や食育の推進を図る。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対図番号	備考
該当なし					

3 農業を担うべき者のための支援の活動

企業的経営感覚をもった効率的かつ安定的な経営を行う農業者や組織に対して、育成の推進と農業経営の法人化、新たな企業参入の促進により、農業経営管理能力や取引信用力の強化を図るとともに、農地の集積・集約化等による経営規模拡大やマーケティング戦略の導入等による経営展開を支援し、永続性のある企業経営への

誘導を推進する。

後継者と家族経営を行っている農業者については、家族経営協定の締結を推進し、将来的な担い手の確保を図る。

また、離職就農者を含めた新規就農者に対しては、先進的な技術・法人経営管理方法の実践的研修の実施、就農計画の認定・フォローアップ、新規就農者育成総合対策事業、営農資金の確保、農地の取得、経営移譲希望者と新規就農希望者のマッチング等のための個別相談活動や情報提供等を支援するため、農業協同組合、農業委員会、県農業経営・就農支援センター、県中遠農林事務所等関係機関と一体となった取組を推進する。

さらに、女性や青年農業者の就業条件の改善や活動の支援、高齢農業者等がやりがいを持てる就業環境の整備等を推進する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第8 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市は、従来からの積極的な農業振興策により、生産性の高い農業が展開されている。しかし、農家戸数は減少傾向にあり、特に第2種兼業農家から非農家への転換が著しく、日雇、臨時雇等の不安定兼業農家も多い。また、農業所得の減少や生産意欲の減退から、特に中山間地域等生産条件が厳しい地域を中心に、地域住民が就業に伴い都市等へ流出している。

このことから、農村産業法による工業団地への就業を促進してきた。今後も、フロンティアを拓く取組に基づき、新規工業団地の整備と企業誘致を促進し、安定的な就業の場を確保する。特に、フロンティア推進区域へ、本社機能や研究・開発部門を有する企業の誘致を目指すほか、既存企業の規模拡大に対する支援を推進する。また、都市と農村の交流を図り、都市住民へのゆとりと安らぎを提供する農業体験施設や市民農園の整備等の地域資源の積極的な活用を推進し、所得向上による農業経営の安定を図るとともに、農村地域における安定した就業機会の創出を図っていく。

本市における農業従事者の目標は下表のとおりである。

(人)

区 分	目標（令和17年）		
	男	女	計
恒 常 的 勤 務	1,220	941	2,161
自 営 兼 業	230	179	409
出 稼 ぎ	—	—	—
日 雇 ・ 臨 時 雇	100	76	176
総 計	1,550	1,196	2,746

※1 農林業センサス（販売農家で兼業農家のうち主に農業以外の仕事に勤務する人の内訳）の内訳データをもとに算出

2 農家人口の見通しを参考とした最小二乗法による推計値

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

(1) 農業従事者の就業意向等の把握及び就業相談活動対策

現在、掛川市では内職相談を、公共職業安定所では就業のあっせん及び指導、失業保険事務等農業者を含めた全般的な相談活動を行っており、今後も同事業を継続し、周知することで農業従事者の安定的な就業の促進を図る。

(2) 企業誘致と地域関係者との調整対策

農村地域の産業構造の高度化を図り、活力ある地域づくりを進めるため、農村地

域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46 年法律第112 号）等をはじめとする各種施策を活用し、農業従事者の雇用を多く見込める企業の計画的な導入を促進することで、農業従事者の安定的な就業機会の確保を図る。

一方で、行政主導型での優良企業の誘致では、行政が地域関係者との連絡調整にあたるが、企業側が主体となって地域関係者との調整作業を行う場合には、土地利用計画との整合、地域関係者との意思の疎通に課題が生じやすく、課題解決が長期化する等、企業誘致が困難な場合もある。

そのため、企業の誘致に際して、市をはじめ、商工会議所、商工会及び農業協同組合の協力の下に地域関係者との連絡調整を積極的に行い、地権者の同意や問題解決等を図るまで十分に配慮し、対応するものとする。

（3）企業進出に際しての災害への対応方策

本市において今後予想される東海地震や南海トラフ巨大地震や津波、極地的な豪雨や台風による洪水、土砂崩れ等の様々な災害への備えとして、他の行政機関や事業者等と災害応援協定や物資供給協定、防災パートナーシップ協定等の災害協定の締結を推進する。併せて、持続的な企業操業が出来る産業用地の確保を進めるとともに、津波被害が懸念される沿岸部や施設の老朽化が懸念される等の企業に対し移転を促すことで、安定的な企業操業による雇用の確保と安定や経済の活性化を図る。

（4）地域農林水産物及びその他の地域資源の利活用による地場産業への就業機会の確保対策

本市は、いちご狩り等の観光農業が人気を得ている一方で、道の駅掛川をはじめとする農産物直売所では地場産の新鮮な農林産物を幅広く販売し、都市との交流を生かした取り組みが行われている。

また、掛川茶の振興については「掛川茶未来創造プロジェクト」に基づく「茶葉版フェアトレード」や、茶草場農法が、平成25年5月、世界農業遺産に認定されたことを受けて、ブランド力の強化・活用が期待されている。

今後も、地場産物を活かしたミカン、いちご、花き等の観光農園や観光産業と連携した農業、朝市・直売等の充実・強化や、ブランド力を活用した商品の高付加価値化や観光と連携したツーリズムの振興等により、新たな就業機会の創出を図る。さらにその他の地域資源の見直しと新たな発掘により、今までにない価値を見だし、固有の資源を利用したアグリビジネスの起業支援、都市との交流・連携を促進する滞在型グリーン・ツーリズム等の農観連携事業推進等により、担い手の活躍できる機会の拡充や就業機会の創出を図る。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の林業は、ほとんどが農業に付随した複合経営形態であり、水源地域における森林総合利用、里山地帯の林業生産施設の整備等により就業機会の拡大を進めてきた。

今後も地域に応じた計画的な森林整備、木材生産を推進するとともに、林業の経営の受委託による経営規模の拡大を図り、農林業を包括した就業機会の確保、拡大を図っていく。

第9 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

本市農業は、水稻・茶・施設園芸・畜産等と多種多様である。これらを安定的に経営していくためには、農業生産者の生活する場所である日常の生活環境を整備・改善することが必要不可欠である。

近年、農村集落によっては、過疎化や高齢化、また兼業化や市街地の混住化の進展、生活圏の拡大等により、住民の連帯感が希薄になり、かつてほどの活発さがなくなっている。また、沿岸部では津波被害に対する施設整備が強く望まれている。

今後は、地域農業集団活動やコミュニティ活動等を通じ、農家・非農家を問わず地域住民の連帯を図り、農村集落の拠点となる公益的設備の整備・充実に努め、生産・生活環境等と調和のとれた農村社会の形成を図っていく。また、食料の安定供給の確保や農業の多面的機能に重要な役割を果たしている中山間地域等の振興、田園回帰の流れを踏まえた都市と農村の共生・対流による農村の活性化を図っていく。

なお、農村生活環境施設の整備にあたっては、地域住民自らの選択と責任による自主的な地域づくりが可能となるよう、住民参加による計画づくりを推進するとともに、高齢化の進展を踏まえたユニバーサルデザイン化、さらにポストコロナ社会における「新しい生活様式」への移行や、多様な価値観・ライフスタイルへの対応、自然環境との調和に充分配慮した整備を推進する。

(1) 安全性

防災については、地震、一般災害等の多様な災害を想定した訓練、資機材整備等を行い、防災体制を備えるとともに、啓発活動を通じて、市民一人ひとりの防災意識の向上に努め、関係機関の連携のもと、組織的な防災体制の確立を図る。特に近い将来、発生の可能性が指摘されている南海トラフ巨大地震等をはじめ、異常気象による水害や土砂災害といった様々な自然災害に対する備えとして、市民の生命・財産を守るために地域防災計画を策定し、通信機器の整備、関係機関や自主防災会と連携した訓練等を通じて、防災体制の構築に取り組んできた。市民、地域、企業、市、県等の協働とフロンティアを拓く取組等により、保安林の嵩上げや、津波避難タワー、建物倒壊対策、急斜面崩壊防止施設の整備や農業用ため池の耐震対策等の防災・減災対策等の整備を推進していく。また、中山間地域においては、地理的条件の問題から大規模災害時に孤立する集落が想定されており、生活道路等の整備を推進しているものの事業期間が長期化していることから、交通性・生活環境向上に向けた早急な対策が必要である。

消防体制の充実では、高齢化による救急要請の増加と中央消防署への要求が集中していることへの対応として、中央消防署に救急隊を増隊し早い現場到着時間を実現させる。また、救急体制の充実や救命システムの高度化等の早急な対策が求められており、救急業務の高度化を図るため高規格救急車の配備、医療機関との連携強

化を進め、あわせて、市民に対して救命手当の普及を図るとともに救急車の適正利用啓発を図る。また、少子化やコミュニティ意識の希薄化に伴い消防団員の確保が困難であり、消防を担う人材の確保や育成が大きな課題となっている。

交通安全対策では、高齢者や子供等の交通弱者に対する交通指導、交通安全教室を実施し、市民の交通安全意識の高揚を図るとともに、反射材や自発光品の普及活動、高齢者が関連する事故防止を目的とした参加・体験型の交通安全教育を一層推進し、高齢者の運転免許返納の環境づくり等の市民ぐるみでの交通事故防止策を展開することが求められている。また通学路となる道路における歩道の整備や見通しの悪い箇所へのカーブミラーの設置等の快適で安全な交通安全環境の充実を図る。加えて、ユニバーサルデザインの視点を持った整備を検討し、計画的な道路整備を行っていく。

防犯対策の充実では、防犯リーダーの育成、地域住民に日常的に接する機会がある民間事業者との連携等の地域、学校、事業者、警察、行政が一体となった犯罪情報の共有化を推進する。市民の防犯意識を高め、地域での自主的防犯活動を支援するとともに各地域の防犯パトロールを行い、犯罪抑止力を高めるとともに防犯灯等の防犯施設の整備充実を図る

(2) 保健性

ごみ問題では、「6Rでごみを減らす」と「ごみを適正に処理する」を目指し、使用済み紙おむつや製品プラスチック、生ごみ処理機の活用等のごみ減量と資源化促進や、安全な収集・運搬体制の維持や不法投棄防止のための監視体制強化、清掃活動の支援を行い、適正な処理とまちの美化に取り組む。

また、太陽光発電導入支援やPPA事業の推進、洋上風力や水力発電、生ごみ・バイオマス活用、水素製造研究など、多様な再生可能エネルギー技術の開発と導入を推進するとともに、地域新電力による電力の地産地消や蓄電池の普及促進、コージェネレーションシステムの導入支援を行い、再生可能エネルギーの地産地消の取り組みを推進する。

排水処理対策は、社会構造や財政状況の変化に併せて、汚水処理施設（公共下水道・農業集落排水処理施設・合併処理浄化槽）の適正で持続可能な維持管理を行うとともに、地域に適した汚水処理方式による整備を推進する。あわせて、河川環境の実情を市民に伝えながら生活排水対策への取組を呼びかける等、水質浄化に向けて市民の環境意識の向上を図る必要がある。

給水対策では、年間配水量の90%を依存している大井川の流量が、リニア中央新幹線のトンネル工事により影響を受けることが懸念されている。一方、人口減少や節水型社会の形成により使用水量が減少傾向にあり、給水収益も減少することから、近隣市との水道事業の広域化等安定的な事業運営が求められている。また、水道施設の老朽化が進み、今後も安定的な給水を行うために施設の耐震化が必要であることから、それらの財源確保が課題とされる。

健康や医療では、近年の高齢化の進展、生活習慣病の増加等に伴い、地域における健康づくりや医療に対する市民のニーズは多様化・高度化している。今後は、中東遠総合医療センター、地域の医療機関、その他関係機関等の連携による地域医療体制及び救急医療体制並びに地域包括ケアシステムの充実を図る。特に、在宅生活を維持するため、医療、介護等による24時間対応の支援体制拡充が望まれている。また、市民との協働により、健康づくりを社会全体で支援するための環境整備と人生100年時代を見据えて「かけがわ生涯お達者市民推進プラン」に基づく取組を推進していく。

(3) 利便性

本市には、JR東海道新幹線掛川駅や東名高速道路IC、新東名高速道路があるとともに、近接して御前崎港、富士山静岡空港が立地する等人や物の広域的な交通利便性に恵まれた環境にある。今後、市民生活の利便性維持や活発な産業活動を支え、市全域の均衡ある発展を目指し、公共交通を含む地域間の交通ネットワークの強化を目指し、県と市が連携し、南北幹線道路の整備をはじめ、地域間幹線道路等の整備を進める。また、鉄道・バスによる公共交通は、より効率的な運行手段や運行システムへの移行を促進する等新たな公共交通サービスを検討する。

一方、デジタル技術の急速な発展と、多様な社会需要への対応、さらにはSDGsの観点も踏まえ、本市では「だれ一人取り残されない、人にやさしいデジタル化」を掲げてDXを推進してきた。

テクノロジーの力を活用し、医療・教育・仕事など、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な人の幸せ(Well-being)が実現できる社会を目指して、戦略的かつ効果的なデジタル化による変革を図っていく。

(4) 快適性

本市が持つ緑豊かな自然環境は、人々の気持ちを和らげるとともに、様々な生物に対する生息環境の提供や良好な都市景観の形成、防災機能の向上等にも貢献しており、本市が誇れる特徴の一つとして大切にされている。今後も、豊かな緑に囲まれた潤いのある暮らしの創造に向けて、市民・企業・行政等が協働で、良好な景観を保全と創出に取り組んでいく。

また、これまで介護サービスの充実を図るため、地域包括支援センター、特別養護老人ホーム、老人保健施設等の拠点施設整備を行ってきた。今後は、各施設の有効活用を図り、適正管理・運営を図っていく。特に、今後高齢化がますます進む中、高齢者の核家族化や生活様式の変化に伴い、高齢者世帯や高齢者単身世帯の増加が予想されていることから、高齢者福祉に関しては、高齢者が住み慣れた地域で生きがいに満ちた暮らしを営み、支援が必要になった時には、切れ目なく提供できる包括的・継続的なサービス体制（地域包括ケアシステム等）の構築・充実に努める。

さらに、地域子育て支援センターの整備により、子育て支援体制の充実を図ると

ともに、家庭環境や就労状況等の変化に伴う多様な保育ニーズに対応したサービスを提供し、子育てしやすい環境づくりを進めていく。また、待機児童解消対策、子育てに関する情報提供の充実、子育て世代が交流できる場の拡充、子育てコンシェルジュの訪問等による在宅で子育てする家庭への支援、一人親家庭への支援、子どもの貧困対策、児童虐待の防止等への取り組みを行っていく。

(5) 文化性

スポーツの振興では、近年の健康維持への関心の高まり、余暇の過ごし方の多様化により、年齢や社会階層にとらわれることなく子どもから高齢者まで幅広い人達がスポーツに取り組むようになり、生涯スポーツの重要性が高まっている。今後は、市民が気軽にスポーツを楽しむことができるよう、市民ニーズに対応した施設の再整備を進めていく。また、市内各スポーツ施設を市民が安心して利用できるよう、定期的な点検修繕を行い、老朽化した施設の改修を計画的に行っていく。さらに、修繕・改修を見越した経営の効率化、体育施設の広域利用を含めた総合的な施設配置計画の検討を行う。一方、指導者の高齢化と人材不足が大きな課題となっていることから、スポーツにおける観光化・産業化の推進による交流人口の増加を図り、指導者育成の新たな仕組みづくりが必要となっている。

生涯学習に関しては、生涯学習の大切さについてPRする機会の充実を図るとともに、生涯学習センター機能の充実や生涯学習活動に取り組む市民ネットワークの拡大を図り、生涯を通じて学習の機会に恵まれるような環境づくりに努めてきた。また、図書館の整備や文化活動、人づくりの活動にも力を入れ、社会教育環境の整備・充実を図ってきた。今後は、市民一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、あらゆる機会にあらゆる場所で学習することができ、その成果を適切に生かすことができるまちづくりを目指していく。

文化財に関しては、市民一人ひとりが貴重な文化財や伝統文化を継承していく掛川らしさを求め、市民自らが郷土の歴史や文化を大切にす地域づくりを推進するため、和田岡古墳群や高天神城址、横須賀城址等の文化財や史跡の調査・保存及び活用に取り組み、歴史や伝統・文化との触れ合いや、親しめる空間や機会の創出を促進していく。引き続き伝統や文化の保存に加え、発信と地域の活性化に努めていく。

2 生活環境施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	利用の範囲	対図番号	備考
該当なし				

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林の持つ水源のかん養、土砂の流出・崩壊防止及び生活環境の保全等、公益的機能の重要性は益々高まってきており、人工林の間伐推進及び里山の森林整備を積極的に実施することが必要である。

一方、本市では農林業の不振、あるいは農業の近代化、高齢化等により、管理が不十分な森林や農地が増加してきている。

今後は、温室効果ガスである二酸化炭素の吸収源としての地球温暖化対策や、水源かん養や土砂流出防止等、災害防止機能、保健休養等の多面的機能を十分に発揮するため、秩序ある林地の開発と保全に努め、その適切な維持・保全を図り、森林整備や総合的な治水、治山対策を推進する。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

第 10 付 図

- 1 土地利用計画図（付図 1 号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図 2 号）
- 3 農用地等保全整備計画図（付図 3 号）
- 4 農業近代化施設整備計画図（付図 4 号）該当なし
- 5 農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図 5 号）該当なし
- 6 生活環境施設整備計画図（付図 6 号）該当なし

別記 農用地利用計画

(1) 農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

詳細は、農用地区域とする別冊調書（農用地区域地番一覧表）のとおり。
ただし、イに掲げる地番にあたる土地は除く。

イ 現況森林、原野等に係る農用地区域

詳細は、農用地区域とする別冊調書（農用地区域地番一覧表）のとおり。

(2) 用途区分

下表の「地区名」に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるとおり。

地区名	用途区分
A地区 (掛川東部)	<p>農地 : 別冊調書の用途区分欄を農地とした地番にあたる土地</p> <p>採草放牧地 : 別冊調書の用途区分欄を採草放牧地とした地番にあたる土地</p> <p>農業用施設用地 : 別冊調書の用途区分欄を農業用施設用地とした地番にあたる土地</p>
B地区 (掛川中部)	
C地区 (掛川西部)	
D地区 (掛川北部)	
E地区 (大東北部)	
F地区 (大東中部)	
G地区 (大東南部)	
H地区 (大須賀南部)	
I地区 (大須賀北部)	